令和8年

財政援助団体等監査報告書

阿 見 町 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、同条第7項の規定による財政援助に係る監査として実施した令和8年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和8年9月1日

阿見町監査委員　佐　藤　修　一

同　　野　口　雅　弘

1　監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、町が補助金、交付金その他の財政的援助を与えている団体等に対し、その出納その他の事務の執行が適切に行われているかについて監査するものである。

また、町による財政的援助を行うにあたっては、町執行部の事務体制、指導・監督の実態が密接に関係することを鑑み、同条第1項及び第5項の規定による監査をあわせて実施するものである。

2　監査実施団体

令和8年の監査実施団体は、表1及び表2のとおりである。なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、前回の監査から相当の期間を経ている団体を主に選定した。

(表1)監査実施団体数

区分	監査対象団体数	監査実施団体数
補助金等交付団体	35	6
交付額1,000万円以上	5	1

※表示単位未満を四捨五入

(表2)監査実施団体及び町所管課の一覧

団体名	町所管課
阿見町PTA連絡協議会	生涯学習課
あみスポーツフェスタ実行委員会	生涯学習課
阿見町教育研究会	学校教育課
阿見町幼児交通安全ひまわりクラブ	生活環境課
阿見町遺族会	社会福祉課
一般社団法人あみ観光協会	商工観光課

3　監査期日

令和8年6月17日及び8月5日

4　監査対象範囲

令和7年度の事業を対象に実施した。主として、令和7年度交付分の補助事業等に係る事務を対象とした。

5　監査の重点項目

監査の重点項目は、次の3項目である。

項目	地方自治法における位置づけ
補助金が交付目的に沿って適正に活用されているか。	第199条第7項
補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	第199条第1項
補助金の経理が適正になされているか。	第199条第1項及び第7項

6　監査の方法

団体及び町所管課から事前に提出を受けた決算関係資料を確認するとともに、書面監査による経理関係帳票類等の閲覧や、町所管課及び各団体から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

7　監査の結果

監査に付された各団体の決算関係資料及び経理関係帳票類等は、いずれもその計数は正確であり、適正に運営されているものと認められた。引き続き適切な指導等をお願いしたい。

一方、次のとおり一部において不適切な事案があったため、改善を要するものである旨報告する。

(1)　補助金の使途及び補助対象経費の基準に関する事項
(2)　補助金額の算定及び自主財源の確保に関する事項
(3)　補助金の充当先及び使途確認資料に関する事項

8　監査の結果に基づく監査意見

(1)　補助金の使途及び補助対象経費の基準に関する事項

○　阿見町PTA連絡協議会補助金（生涯学習課）

町は、阿見町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱に基づき、阿見町PTA連絡協議会に対し、170,000円の補助金を交付していることを確認した。補助金の使途を確認したところ、令和7年度は、当初予定していた研修会や講演会への出席が減少したことにより補助金に残額が生じ、その一部がデジタルカメラ及びコピー用紙の購入費に充当されていた。

デジタルカメラについては、PTA広報誌作成のための写真撮影等に使用することを目的として各小中学校に配付され、従来、学校備品や個人所有のカメラを使用していたことによる破損、紛失等のリスクを踏まえて購入されたものであり、その必要性及び補助対象事業との関連性については一定の合理性が認められる。また、購入後は各学校において学校備品とは区分して保管・管理されていることを確認した。

一方、当該備品の購入は、当初の事業計画及び収支予算には予定されておらず、研修会等への出席減少により生じた残額を充当して行われたものである。補助対象経費に該当する支出であっても、当初の事業計画等から変更して新たな支出を行う場合には、その必要性や補助事業との関連性を十分に確認した上で執行することが求められる。

所管課においては、今後、補助事業の実施状況の変化により当初予定していなかった備品購入等に補助金を充当する場合には、その必要性や補助目的との関連性を確認するなど、適切な補助金執行に留意されたい。

阿見町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱

(補助対象団体等)

第2条　この要綱による補助金の種類、補助対象団体、補助対象事業及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

別表(第２条関係)

補助金の種類	補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費
阿見町PTA連絡協議会補助金	阿見町PTA連絡協議会	青少年の健全な育成のため阿見町PTA連絡協議会が行い又は参加する会議、講習会、研修会又は普及啓発活動若しくはこれに類似する事業	事業の実施に必要な範囲における負担金、分担金、会議費、研修費、旅費、役務費、備品購入費、消耗品費、使用料及び賃借料その他必要と認められる経費

○　あみ観光協会補助金（商工観光課）

町は、あみ観光協会補助金交付要綱に基づき、一般社団法人あみ観光協会に対し、31,741,000円の補助金を交付していることを確認した。

補助金の充当状況を確認したところ、法人税に町補助金が充当されていた。法人税は、法人の所得等に応じて課される税負担であり、特定の補助対象事業の実施に直接必要な経費とは整理し難いものである。そのため、法人税に町補助金が充当されていたことについては、補助金の交付目的及び補助対象経費との関係において、適切な整理がなされていたとは言い難い。

本件については、当該団体は法人化以前には町の所管課内に事務局が置かれ、町が運営に深く関与してきた経緯がある。また、法人化して間もないことから、安定的な自主財源の確保が十分でない状況にあり、町職員が事務局運営に関与するとともに、町の観光振興業務の一部を担っていることなどを総合的に勘案すると、今回の事案については、一定の事情を考慮する余地があるものと考えられる。

もっとも、これらの事情は、法人税への補助金充当を正当化するものではなく、所管課における補助対象経費の確認及び実績報告の審査が不十分であったことに変わりはない。

所管課においては、今後、法人税を補助対象経費として取り扱わないことを基本とし、交付要綱又は交付条件において補助対象経費及び補助対象外経費の範囲を明確に整理されたい。

また、実績報告の審査に当たっては、補助金の充当先、支出内容及び証拠書類との対応関係を明確に示す資料の提出を求めるとともに、法人税を含む租税公課については、税目ごとの内訳及び補助事業との関連性を厳格に確認し、同様の事案が生じないよう、補助金の適正な執行確認を徹底されたい。

あみ観光協会補助金交付要綱

(補助対象事業等)

第2条　この要綱による補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

別表(第２条関係)

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率
あみ観光協会	補助対象者が実施する町内観光施設の宣伝と観光客の誘致を目的とする観光行事、宣伝事業及び協賛事業等	補助対象事業の実施に要する経費	10 分の 10 以内

(2)　補助金額の算定及び自主財源の確保に関する事項

○　あみスポーツフェスタ交付金（生涯学習課）

町は、阿見町補助金等交付規則に基づき、あみスポーツフェスタ実行委員会に対し、2,789,208円の交付金を交付していることを確認した。

令和４年度から開催している「あみスポーツフェスタ」については、現在、当該事業に係る費用の全額を町からの交付金で賄っている状況である。大会運営の安定性を高めるとともに、町交付金への依存度を抑える観点から、近隣市町村の状況も踏まえ、町マラソン大会と同様に協賛金を募るなど、自主財源を確保する方策について、研究・検討されたい。

(3)　補助金の充当先及び使途確認資料に関する事項

監査対象となった団体の実績報告書及び収支決算書を確認したところ、複数の団体において、補助金がどの経費に充当されたかが不明確なものとなっていた。補助金の交付趣旨を踏まえると、補助金が補助事業に適切に活用されたことを確認することは、町の公金支出の正当性を担保する上で極めて重要である。今後は、実績報告の際に、補助金の充当先や使途を明確に確認できる使途状況調書等を添付させるなど、補助金の適正な執行確認に必要な対応を徹底されたい。

9　総括

阿見町における補助金とは、個別の明確な定義はないものの、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)第2条において、「補助金等」として次のように定義されるとともに、同規則第3条によって、関係者の責務を定めている。

(定義)

第2条　この法律において「補助金等」とは、町が交付する次の各号の一に該当するものをいう。

(1)　補助金

(2)　利子補給金

(3)　その他相当の反対給付を受けない給付金で、町長がこの規則を適用する必要があると認めるもの。

2～6(略)

(関係者の責務)

第3条　町長は、町の公益を増進し、かつ町行財政の総合的見地から真に必要がある場合においてのみ、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

2　補助事業者等及び間接事業者等は、補助金等が、町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付、若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業を行うように努めなければならない。

3　補助金等に係る予算の執行に当たっては、町長及びその他の関係職員は、補助金等が町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金等が法令等及び予算が定めるところに従って、公平かつ効率的に使用されるように常に努めなければならない。

また、補助金等が有する性質は、次のとおりである。

(1)　反対給付を受けないこと。

(2)　相手が利益を受けること。

(3)　使途が特定されていること。

※出典：「補助金適正化法解説」(小滝敏之、全国会計職員協会、2013年)

以上のことを鑑みるに、補助金は、町民から徴収された税金その他の貴重な公金を財源とするものであり、その交付に当たっては、公平性、公益性、必要性及び合理性が明確に説明できるものでなければならない。また、補助金は使途が特定される性質を有することから、交付目的に沿って適正に執行されているかを確認できるよう、補助対象経費、補助金額の算定方法、実績報告に必要な資料等を明確にしておく必要がある。

そのため、阿見町補助金等交付規則及び個別の補助金交付要綱等に基づき、適切に手続を行うとともに、社会情勢や団体の活動実態に変化が生じた場合には、必要に応じて要綱等の見直しを行い、実態に即した制度運用に努められたい。

執行部においては、実績報告の審査に当たり、補助金の充当先や補助対象経費としての適否を十分に確認するとともに、補助金の交付が慣例的なものとならないよう、交付額や事業効果について継続的に検証されたい。あわせて、町民への説明責任を果たしながら、公金の適正かつ効果的な活用に努められることを期待する。